

第 87 号議案

足立区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 13 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
足立区立学校施設使用条例（昭和 23 年足立区条例第 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 7 条各号列記以外の部分を次のように改める。

委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り
消し、又は使用を停止若しくは制限することができる。

別表第 2 備考 3 を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例
案を提出いたします。